

## 鳥取市公民館祭事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取市公民館祭事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、作品の展示等の生涯学習活動を披露する公民館祭事業に対し補助することにより、生涯学習活動を推進することを目的として交付する。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる団体とする。

- (1) 佐治町公民館祭実行委員会
- (2) 気高町文化祭実行委員会

### (補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第2条の目的を達成するために行う公民館祭事業とする。

### (補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

### (補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

### (雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年6月21日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。